

第8回大阪市市民活動推進審議会

日時 平成21年6月24日（水）午後4時00分～午後5時30分

場所 キャンパスポート大阪 ルームD

《出席委員》（委員・五十音順）

相川委員 有田委員 楠委員 坂委員 早瀬委員 廣田委員

松浦委員 三木委員 矢田貝委員 山内委員 山田委員

《本市出席者》市民局長 市民活動担当課長 市民活動担当課長代理 市民活動担当係長

《傍聴状況》1名

《当日資料》資料1～12

●開会

（資料の確認）

（山内会長）

前回の審議会におきまして、「市民活動団体等と行政の協働の推進指針」策定ワーキング部会と市民活動拠点に関するワーキング部会の2つのワーキング部会を作って作業を進めて行くということで、メンバーの選出も致しましたが、実際にワーキング部会を開催するにあたり必要な事項を定めた設置要領を事務局で策定されましたので、事務局からの説明を受けたいと思います。

（市民活動担当課長）

まず、資料1にあります設置要領を策定しました。

目的は要領にありますとおり「本市からの諮問事項について検討・作業を行うため、必要に応じて審議会に審議会委員の中から審議会会長が指名する者で構成するワーキング部会を置く。」ということで、審議会委員の中から会長が指名する者で構成することになっておりますので、任期につきましては審議会委員の任期と同じになっております。

ワーキングリーダーにつきましては、部会を開催するにあたり審議会会長が指名することになっております。また、ワーキングリーダーにつきましては、部会での検討・作業を総括し、審議会にその結果を報告することになっております。

ワーキング部会の招集につきましては、ワーキングリーダーが必要に応じ召集することになっております。前回の審議会でもご意見がありましたように、ワーキング部会の開催にあたり必要と思われる関係者の出席を求めて一緒に検討を進めていけばどうかということがございましたので、要領の中に必要があると認めるときは、審議会会長の指名により、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができるということに定めております。

それぞれの名簿については資料2のほうに記載してありますが、「市民活動団体等と行政の協働の推進指針」策定ワーキング部会のリーダーは、山内会長からご推薦がありました早瀬委員のほうにお願いしております。メンバーとしましては、ほかに相川委員、廣田委員、松浦委

員の以上4名の委員の皆様をお願いしております。

もう一つの「市民活動の拠点のあり方」検討部会につきましては、前回の審議会の中でご指名のありました有田委員にリーダーをお願いしております。メンバーとしましては、楠委員、廣田委員、松浦委員の審議会の中からは4名の皆様をお願いし、関係先ということで、拠点施設としてありますpiaNPOの管理運営に当たっていただいております特定非営利活動法人関西国際交流団体協議会の高羽淳一様と大阪NPOプラザの管理運営に当たっていただいております社会福祉法人大阪ボランティア協会の水谷綾様の二名様を加えまして、合計6名の皆様をお願いしております。「市民活動の拠点のあり方」検討部会につきましては、これからの立ち上げということになっておりますが、「市民活動団体等と行政の協働の推進指針」策定ワーキング部会につきましては、6月15日に第1回目の部会を立ち上げているところでございます。

(山内会長)

それでは、ご説明いただきました内容でワーキング部会については進めていただき、何か検討しなければならないときには、その都度要領の改正等を行いながら部会の運営をお願いしたいと思います。

指針策定ワーキング部会については、6月15日に第1回目の指針策定ワーキング部会を開いていただいておりますので、指針策定ワーキング部会のリーダーである早瀬委員より、報告をお願いします。

(早瀬会長代理)

まず、資料4に当日どのようなことを話し合ったのか付けておりますので、そちらをご覧ください。他の市でも協働の指針のようなものはたくさんあって、その中でも参考になりそうなものを4つ選んだものが資料5の他都市の協働指針等の目次の一覧になります。

1つ目は、横浜市が平成7年に日本で最初に協働という言葉を使って、指針という方針をまとめられているものでいわゆる「横浜コード」とよばれているものです。この方針が、その後で全国の指針を作っていく際に、一つのたたき台になってきたものです。

2つ目は、箕面市の「みのお市民社会ビジョン21」というもので、こちらの作成にあたっては、この審議会のメンバーが3名係わっています。箕面市が市民公益活動促進条例を作ったのは、横浜の方針よりも先になるのですが、ビジョンといったものが無かったので策定するにあたり横浜よりもいいものを作ろうということで検討して練り上げたものが「みのお市民社会ビジョン21」になります。

もう一つ参考になると思うものは佐賀県の指針になります。県のレベルになるので少し違うのかもしれませんが、逆に言うと大阪市は政令指定都市でかなり巨大な自治体なので、そういった意味でも、県のレベルのものでもいいのかなという部分があります。佐賀県の指針で面白いのは、協働のパートナーとしては2種類あって、特定の目標に向かって進んでいき目標が達成すれば解散するような目標追求型と、地域をずっと守ってきたような地縁団体型のものがあります。どちらも同じ市民なので、佐賀県ではそれを一つにまとめてCSOというくりにし

て、CSOと自治体が協働関係を作るといったことにしています。大阪市でも立派な地縁団体の取り組みが進んでいますので、参考になるのではないかと思います。

最後、愛知県ですが、ここは契約のプロセスで協働の関係についてはチェックしますといったような「あいち協働ルールブック 2004」を作っておられます。このルールブックはイギリスですすめられているコンパクトという自治体とNPOとの対等性とそれぞれの責務を示したものの日本版になっているものです。

以上の4つの素材に目を通した上で議論しましょうということになりました。中身を一つ一つ見ていくようなことはなかったのですが、当日議論になったのは、すでに幅広く協働の取り組みはすすめられている中で、共通したルールといった指針を改めてどのように作成していこうということがありました。

資料にも書いてありますが誰が読者になるのか。一般的には行動指針を作成する際には、職員の皆さんが参考にする場合が多いので、職員の皆さんが知らないということになれば駄目ですよねということになります。大阪市には、区役所も入れると局が50ぐらいになるそうですが、大変たくさんの局があってそれぞれの局の考え方もあると思うのですが、統一して貫くような指針を作成しないといけない。ただ当然、協働のルールなので職員の皆さんだけが分かっているかもしれないので、市民の皆さんにも見てもらわないといけない。

その後で議論になったのは、協働の相手は誰なのかということです。市民団体というときに、地域振興会という伝統があって特に大阪市ではきちんと古くから活動されている団体があって、その存在というものがありますよねということや、あるいは推進機関に関しても社会福祉協議会や市や区のコミュニティ協会という大阪市独特の機関がある。こんな中で誰を相手方にしていくのかということになる。特にコミュニティ協会や社会福祉協議会や地域振興会など活動が盛んな団体をどのように考えるのかということになります。これらの団体を今回の指針に盛り込むのかということがありました。

その議論を進める中で、大阪市のほうで「地域活性化基本方針」を作成しておられるということがありまして、その基本方針の中で区の地縁組織の方策の検討は進められているということなので、別で取り組みの指針を作っていくのはどうなのかということがありました。実際は、地域の組織の皆さんと大阪市はずっと連携していて、どうしたらいいのかわからないというのはそれ以外の団体のほうで、そこをまず整理していかないと先に進まないのではないかと。時には同じ市民として活動していることもあって、地縁型団体とテーマ型となっているだけで、地域で活動している団体でもNPO法人化している団体も出てきているなかで、きれいに分けたり区別するような段階ではないのですが、結果的に分かれてしまっている。ずいぶん昔に大阪市民公益活動推進懇話会の提言の中でまとめられた図が資料4に記載されていますが、この図の中で言うと、狭義のNPOに照準を合わせてまず作ってみるのがいいのではないかとということになりました。まず第1回目のワーキングということだったので、入口の議論から進めていったということになります。

大阪市の中では区という存在がありまして、区単位でもいろいろな取り組みをされている。特

に地域福祉計画などはかなり区ごとに目標を明確にされて実施されているわけですから、その兼ね合いも議論しないといけないということも議論しておりました。結論的には、区ごとに議論が進んでいる部分もある。地域の組織では、基本的には小学校単位で活動されている地域振興会があって、いわゆるNPOの中でも子育て支援の団体などは小学校区単位でされているところもあるかと思いますが、一方で区単位で活動されている団体や二つの区にまたがって活動されているところもあります。まず、大阪市においては協働の取組みが進んでおられるのは市民局になると思うが、他の部局なども含んだ全体の指針を作ることになると、地域間の特性があったりするので、まず全体の指針を作ってから、それぞれの特性に合わせた指針にしていけばどうかという議論をしました。指針にもいろいろなものがあるので、まず参考になりそうなものを選んで進めていこうということになりました。他のワーキングの委員の皆さんからも何か意見があればご報告ください。

(廣田委員)

大阪市で地縁団体がどういう位置づけをされているのか分からなくて、ワーキング部会が進んでいく中で最後に分かってきたのですが、他のNPOと一緒にして考えてしまっただけではないということがよくわかりました。

(松浦委員)

地縁という意味がよく分からなかった中で、歴史も踏まえてワーキング部会の中でお話いただいてだんだんと理解できたのですが、最終的には垣根もなくなってくると思うのですが、今までの背景を踏まえたうえで、どういうふうの方針を作っていくのかというのが議論になるのかなと思います。

(相川委員)

個人的にはダブルスタンダードはあまり好きではないのですが、市民局内で別に「地域活性化基本方針」を策定し、地縁系組織との係わりも検討していくとのことなので、とりあえずは協働指針と活性化基本方針とを別々に作って行って、どこかでまとめるしかないのかな、という気がしています。

指針の策定にあたっては、各地でもいろいろな指針が出来ているので良いものを取り上げてまとめれば、それほど手間のかかるものでもないと思います。ただ、行く行くは地縁系の方針とつなぎ合わせることを考えれば、そこは議論する必要があるのではないかと考えています。

(山内会長)

他の委員からでもご質問やご意見はないでしょうか。

(山田委員)

以前にも地縁組織についてはアンケート調査をされていて、地縁系に対する動きがあるのは分かるのですが、地域活性化基本方針の中で領域の部分では、小学校区を範囲にしたものになっているのでしょうか。

(市民活動担当課長)

庁内で議論をしているところではありますが、大阪市では行政区が24区ありまして、その

中でも地域コミュニティとなるとより細かい部分があつて、地域内分権ということで公共サービスを行うときには、先ほどからも出ております地域振興会の中の連合振興町会が現在331あつて一方で小学校のほうは307あります。小学校区と町会・自治会的な部分が、地域的にはほとんど重複しているということで、地域でのまちづくりや公共サービスといったことで捉えるには、小学校区単位にしていくのがいいのではないかという考え方でまとめようとしております。

(山田委員)

先ほど早瀬委員が言われた地域福祉計画ということでは中学校区になっていて、その辺の整合性はどうか。地域福祉計画とか区のアクションプランとかの領域の中でも市民活動をされている団体が存在している。それらの計画では中学校区単位になっていて、地域で活動されている推進委員やネットワーク委員も中学校区になっていると思うのですが、領域の整合性の部分になるのですが質問したいと思います。

(市民局長)

福祉の関係を言われていると思うのですが、現実には小学校区単位で連合振興町会があります。一方で同じ小学校区単位でも校下社協がありまして、結果的に連合町会の役員さんが兼務されているところがほとんどで、この部分では連合町会と校下社協が裏表の関係になって、どう違いがあるのか分からない部分も出ています。ただ、計画は中学校区単位でなっていて、活動する単位は小学校区単位になっています。計画レベルと活動レベルで違いが出てくることになっております。

現実にはずっと大阪市内で活動されている皆さんは、小学校区で活動されていることが多く、今回の調査でも地域といったときにどこを思い浮かべるかといったら、小学校区単位ぐらいであることが実態として出ております。それをベースにして作って行くにはどうしたらいいかということで、新しい住民の皆さんも増えていますし、地域そのものが昔は自営業の方が多くて地域で活動されていたが、最近では住んでいる区内で働いている方は少なく、半分ぐらいしかおられないので、そういった問題点も抽出してどうしていくのかということがありますので、あまりルール作りの部分で係わってくることはないと思います。

(山田委員)

私もその部分は理解していますが、相川委員の言われていることと同じだと思うのですが、指針と方針を別々に作っていても地域ということできくと融合していかないといけないと思います。

(坂委員)

今出ていた小学校区単位での現場の実態というのは局長のおっしゃったとおりだと思います。

私も大阪市ボランティア情報センターの役員をしているのですが、地域から見るとボランティア団体がやっている活動と社会福祉協議会がやっている活動がある。市民活動の指針を出そうとする中で、今のような意見を聞くと活動が重なっているのではないかと、あるいは何故割り

切れないのかというようなことを感じる。それぞれの団体が立ち上げてやってきている活動は大切なのですが、これから先の地域の小学校区や中学校区の単位で見て行くときには、思い切った役割分担をそれぞれの団体が一同に会して自分たちの役割を意識した方向性を出していかなければいけないのではないかと感じています。現状では、なかなか集まって話をするともなく抜本的なこともできていないということを感じています。

(有田委員)

ルールづくりということでは、緩やかに大きいものを掲げておいて区レベルでも実行できるような柔軟性を持たせるようにしていけばいいのではないかと感じました。24区をまとめるようなことはなかなか大変だと思います。私もいくつか携わらせていただいているのですが、運用のところで協働をコーディネートする仕組みが必要なのではないかと。市民局がやるということなら、各局の上に位置づけられて協働のコーディネートの調整力が発揮出来る立場にいないとできないのではないかと。協働事業提案とか事業のターゲットの人たちとつなぐラウンドテーブルを作って実際に事業をする人と話することは大きいと思います。いくつかのアイデアがあると思うのですが、うまくまとめることが出来るように議論できればいいと思います。

(三木委員)

基本的に指針はいくつか他都市でも作られているのですが、今回作る指針は大阪市が発表するものになるのか、審議会の名前で出るものになるのでしょうか。

読者ということでは、大阪市が大阪市に対して作成するものか、大阪市がNPOに対して作成するものになるのでしょうか。それとも私たち市民も含めて作成するものになるのか。対象者の方向性が決まっていれば教えていただきたい。

また、指針を発表する際に、一定の拘束性というか出てくると思うのですが、そこをどのようにみることになるのか。大阪市として、市の政策として出していくようなことになるのでしょうか。NPOを拘束するようなことにはならないと思うのですが、NPOに指針に応じていただくように出していくのか、方向性を教えていただきたい。

他都市でもいくつか発表されている中で、過去の先進事例とは違う大阪市としての特徴的なものを作っていくのか、その辺の方向性もお伺いしたいと思います。

(市民活動担当課長)

まず指針の作成ですが、作って行く過程では審議会のほうでお作りいただいて、それを提言や答申という形でいただきまして、大阪市としての協働の推進指針としてまとめて発表していくという考え方です。

どういう部分で市の中で位置づけられているかというところでは、大阪市の基本計画に基づいているところで、政策のなかでも協働のルールを作っていきますと書かれておりますので、全体的な仕組みとして作っていききたい。それが全市的なものから、各局各区のローカルのルールを付け加えていくことはできるかもしれないですが、基本的なところとしては全庁的なところとして押さえていきたいと思っています。これをどう担保していくかということでは、まだ深い議論には至っておりませんが、これまでの議論でいくとガイドラインを作って情報公開をし

て、行政だけでなく市民活動団体からも評価するような仕組みを作っていくことが大切だと思っております。先ほど他都市の4つの事例の中でも言われていた、いわゆる愛知県のコンパクト的なものですが、我々と市民サイドで協定的なものを結ぶのかはこれからの議論の中でつめていただけたらと思っています。

(山内会長)

協働の相手方は誰かということと関係するのですが、誰を対象にするのか詰めを誤ると大変なことになるので、そのあたりをどう考えていくのか大事になってくると思います。

(早瀬会長代理)

今回の指針を作るにあたっては、2段階になると思います。

今年度は基本的な部分で、他の都市についても理念等の部分は抽象的になっていて、今回も市の職員に示して市民との協働についてはある程度抽象的なことにしておいて、全庁的に使えるようなものとしてまとめていくことになるかと思っています。

来年度は、区を入れると50局になって職員数も2万人を超える中で、相手方としては職員だけでなく市民もいるわけですが、健康福祉局は厚生労働省の流れで中学校区で報告を出したりして、局ごとに違ってくる部分もあるので、現実にはどの局にも係わってくる問題になると思うのですが、皆さんで指針について詰めていくようなワーキングをしないと各論が作れないと思います。

各論を作るときには、協働事業の評価のフォーマットを作って、市のサイドと市民のサイドで相互に評価する必要があります。何故評価するかというと、お互いのコミュニケーションのためにもそういうものも必要になると思いますし、それ以前にも協働はしたいが協働のパートナーはどこにいるのかわからない、信用できる団体かわからない、市民団体として評価するのはどう評価していいかわからない、そういったことも含めて詰めていかないとわからないのではないかとということもあるので、来年度にかけて詰めていく必要があると思います。

(市民局長)

今のご意見にもあったように、市民局が旗を振ってやっていっても全庁的に同じ評価のフォーマットではなかなかできないと思うので、原則はどのようにしていくのかといったような仕組みづくりをしていかないと、最終的に矛盾がでてくるのではないかと思います。

(有田委員)

例えば、区役所におられる市民協働担当という方は、協働とは何かという原則論ではどういう意識を持っておられるのでしょうか。

(市民局長)

区によって違うこともあると思いますが、基本的には、事業を実施するにあたり地域に出向いて説明したり、次の年度にこういう事業実施を考えているというときに協働して事業が出来る団体等を見つけてきたり、窓口でこういうことをしたいと相談があったときにそれでは一緒にやりましょうというような窓口の立場にはあると思います。

どの程度具体的に動くのかは、区によってレベル差があります。熱心な担当者がある区は多

くの予算を取っていますし、そう活性化していない区もあります。全体的な予算の中で市民協働の重点的な予算が取れる仕組みになっているので、担当者によって区の事業に差がでている状態ではあります。

(有田委員)

その担当者が、これが協働だというものを持っておられるのでしょうか。

(早瀬会長代理)

協働の共通理念は無いわけですね。係長研修は毎年やっておられるので、一般論は分かっておられると思うが、文書として理念がない。理念や方法を形式だっただけでまとめていって、文書にしていくことがいるかもしれない。

(楠委員)

紙に書いているものがないということですが、現場で既にやっておられる方がいて、区によって温度差がある。その課題が何なのかということもヒヤリングが必要なのかなと思います。

職員の方からいうと、ある日突然審議会からガイドラインはこうですと出てきても、自分達は既にやっているということになるし、ニーズにあってないこともあるかもしれない。職員だけを対象にしたものでもないで、NPOの現場とのすり合わせの必要もあるかもしれない。

前回アンケートがあったのですが、あれは職員の平均値であって実際に協働を進める担当の方のものでもないで、少し分けたほうがいいのではないかと思います。

(早瀬会長代理)

来月に第2回目のワーキングを開くことになっていますので、今回の意見を踏まえ進めていきたいと思います。

(山内会長)

ワーキングメンバーは、名簿に出ている4名になっていますが、お時間の許す方は参加いただいても結構かと思います。

もう一つの拠点のあり方ワーキングについても、次回報告いただければと思います。

次に、市民活動推進基金について、審議会のご意見をもらいたい事項があるということです。事務局からお願いします。

(市民活動担当課長)

市民活動推進基金につきましては、市民活動推進審議会を立ち上げました平成18年8月から平成19年1月まで計4回議論いただき、市民活動の具体施策として基金を作ることによって出来たものであります。基金が出来た後の報告が出来ていなかった中で、市民活動推進基金につきましては、市民活動推進基金運営委員会の中で議論が進められ運営されてきたところであります。

今回、改めて説明したい事項というのは、資料10の8のところ、基金の寄附状況をお示ししているのですが、当初作られた基金は図のタイプ1の市民活動団体支援型事業へ寄附をいただき寄附金を元に助成事業に活用してきたところです。

実は昨年からはタイプ2の区役所市民協働型事業への寄附枠が出来ております。基金運営委員

会から、この枠について助成事業を検討していくにあたり、基金を作ることになった本審議会のほうで一度内容を説明していただき、その議論内容を踏まえた上で、基金運営委員会で再度検討を進めたいとご意見がありました。ごく簡単に3月の審議会ではご説明させていただきましたが、審議会の委員のメンバーも基金設立当初から変わっておられますので、改めてご説明させていただきます。

資料10の2につけておりますが、市民活動の推進に関する施策の推進を図る資金にあてるということを目的としまして、一般市民の方々のご寄附と大阪市のほうから基本財源として一般財源の1,000万円をいただきまして基金を作ってきました。

タイプ1というのがもともとのスタイルですが、資料10の3に寄附金の取扱要綱がありますが、第2条に申込書に自分がどちらに申込できるのかということが記載してあります。第3条には、活動分野、活動団体あるいは活動地域の指定が出来ることになっております。タイプ1については、これらの条項に基づき基金を活用してきたところです。

まず、助成を受けたい団体については団体の登録申請をしていただいて、基金運営委員会で団体登録の審議と承認をいただくことになっております。運営委員会につきましては、団体登録のほかにも、資料10の4にもありますが、助成金の公募に関する審査についても実施いただいております。その結果、タイプ1の状況につきましては、平成19年から現在まで861万円余の寄附金が集まっております。主に寄附金額の6割は企業のほうからの寄附が中心になっております。個人の寄附につきましては、昨年ふるさと納税が始まってから、事務局から職員に働きかけを行い寄附いただいたものが主になっております。

これらの寄附を助成事業に充てていることになりませんが、平成19年度に集めた寄附金を翌年度の助成事業にあてていく仕組みになっております。集まった寄附金を元に平成20年度に前期・後期と分けまして合計2,797,000円の助成を行ってまいりました。平成20年度は、ふるさと納税が始まりましたので、平成19年度より多い約454万円の寄附が集まっております。平成21年度の助成としては、平成20年度と同じく300万円の事業枠を確保して、前期事業につきましては、合計213万円で4団体に事業助成の決定を行ってまいりました。以上が、これまで実施してきたところです。

タイプ2につきましては、資料10の1のところでも少し記載しておりますが、従前より大阪市内に24区ある中で区民という意識が非常に強く、区役所にご寄附をお申し出いただくことが多くあります。慶弔時や企業の周年事業などのおりに、ご寄附のお申し出があった場合、区役所には事業に充当できる予算の枠組みがありませんので、物に換えてご寄附をいただいていたので、まさに役立つことに使ってほしいというお申し出でも、区役所の備品や広場の遊具などのハード的なものの使い方限定されておりました。

昨年ふるさと納税制度が出来て、平松市長も積極的に皆様にご寄附をいただいて大阪市をよりよくしていきたいとおっしゃる中で、区役所にご寄附の申出があった場合、区長としてもなんとか区の事業に役立つような仕組みを作ってもらえないだろうかというご要望がありました。区役所の中で重点事業とか独自事業という中で、まちづくり事業がいろいろと実施されて

います。地域団体との連携で行っているものもありますが、NPOを含め市民活動団体との協働事業というものも多く打ち出されています。ただ、限られた財源になりますので、寄附者の方のご意向もありますので区役所のまちづくりに活用できる方向で寄附者の意向に応じていくべきではないかと考えて、どこかに事業の枠を作ろうとしたときに、市民活動推進基金の設置目的でもある市民活動団体の市民活動の施策の推進というところから、協働型事業についても発展させることによって、行政と市民活動団体の発展にもつながっていくのではないかとということで、寄附者の意向も強いので平成20年10月に運営委員会のほうには市民活動推進基金の中に寄附を受ける枠組みを作ることをご了解いただき、12月に平松市長のほうから市民を始め職員を含めて、区役所の事業に使う枠組みができたということで寄附の呼びかけを行い、3ヵ月で2,400万円余の金額が集まっております。

この内訳についても、個人の寄附がほとんどの614件で2,200万円から2,300万円の寄附になっております。右側を見ていただいたら分かるのですが、2,300万円のうちの1,800万円は職員が寄附しており、今後どうなるのかということが課題になると思います。一般の方も区に対する想いは強かったようで、タイプ1への一般の方からの寄附は454万いただいておりますが、タイプ2の方への一般の方の寄附も463万になっております。

こういう状況がありまして寄附者の意向もありますので、ただ貯めていくだけではいけませんので、どうやって使うのかを基金運営委員会のほうで事業の進め方について議論いただいて、その中で審議会のほうで一度議論いただいてから具体的に詰めに入りますということになりました。平成22年度の事業に充てていくこととなりますと7月から区役所と調整に入らないと、何が市民協働事業ですかといったこととなりますので、まだルールが無い中で、まずは基金に限ってのガイドラインやルールを作ったうえで、それに基づいた調書や事前のチェックシートを提出していただいたものを、市民局のほうでガイドラインに基づいたチェックとヒヤリングをさせていただいて、まとまったものを基金運営委員会に投げかけて運営委員の皆様のご意見もいただいて最終的な基金を財源とした市民協働型事業を作りあげていきたいと考えております。

最終的に市民協働事業として説明責任を果たしていただくのは、事業を実施する区役所になりますので事業実施後は事業後のチェックシートを記入していただくことになると思いますので、事業後のチェックシートのほうも運営委員会の皆様にお作りいただこうと思っております。

年度末には、運営委員会の皆さんと事業を実施した区役所とその相手方の皆さんが一堂に会して、公開の場で報告会のような形で市民の皆さんにも分かりやすく公開して、担保を取っていきたいと考えております。最終的には、より地縁系と繋がっていくのではないかとというご意見もあるのですが、各区でいろいろな取組みが進んでおりますので、より新しい団体との繋がりを求めていけるきっかけになるのではないかと考えております。そのためには、協働の相手方をどう選ぶとか、やろうとすることが協働事業になるのかどうかというようなことを、きちんと説明責任を果たせられるようなチェックシートというようなものをつかってい

く必要があると思いますし、一層市民活動団体との協働が進むものだと思っておりますので、タイプ1の団体の助成というものは少し異なる枠組みとなっておりますが、タイプ2につきましても新たな事業の財源として使わせていただきたいと思いますと思っております。

(山内会長)

今ご説明がありましたとおり、市民活動推進基金の枠組みが当初から変わってきておりました、当初では予定していなかった新たな枠組みが出来ております。区役所との協働事業のタイプ2を創設して、実際にはタイプ2のほうが規模が大きくなっていますが、ご意見ご質問ありますでしょうか。

(有田委員)

事務局が最後のほうでおっしゃっていた区との協働事業を進めていくにおいて、協働に関するチェックシートを基金運営委員会が作るおっしゃったと思いますが、私たちが作る協働の指針のチェックシートなどと、どう違うのでしょうか。

(市民活動担当課長)

スケジュール的に寄附金はすでにいただいております、このまま使わずに置いておくわけにはいきませんので、協働事業の枠組みとして使っていかなければいけないと思っております。協働事業につきましては、モデル的ではありますが、市民局で協働事業をやっている中で、全く評価しないということにはなりませんので、他都市の評価シートなどを使って評価を行い、ホームページでも公開を行ってきております。そういうものに近いものをこの事業に充てていきたいと思っておりますが、全体的な部分として協働の仕組みができてくれば、それに見直していく形になると思います。

(有田委員)

寄附金も集まっているし事業も実施していかないといけないから、基金運営委員会で先に協働の評価指針みたいなものを区レベルの事業については作っておいて、審議会で改めて作ったときに、差し替えて行くようなイメージなのでしょうか。

(市民局長)

今回の区役所型の枠組みのほうは、地域に密着した事業に使ってほしいというのが、寄附者の意向になります。いままでは、その受け皿が全く無かったので市民活動推進基金の中で受けさせていただいております。なんとかして受け皿を作りたかったというのが実態であります。その中でできるだけ寄附者の意向にそって運用していきたい、市民協働が一層進むような形で運用していきたいと思っております。ただし、1年目のことなので、区役所の企画でどういうものが上がってくるのか、今回の区役所枠の活用については個々にご意見を伺いながら実施していきたいと考えております。いずれ全体のルールが決まってきたときには、区役所枠の使い方も厳格にしていくのか広げていくのかを議論する必要があると思いますが、少なくともタイプ1とタイプ2の部分について使い方は違うという風に認識しております。タイプ1のほうは今までどおり登録団体に事業に応募していただき、タイプ2のほうはどちらかというと区役所が中心となって協働型の事業を企画していくものに、当面の予算を使っていきたいと考えており

ます。

(有田委員)

タイプ1とタイプ2の違いは、皆さん理解されていることと思いますが、それに異論があるわけではなくて、タイプ2のほうをあえて市民協働型事業という名称にしなければいけないものなのでしょうか。例えば寄附したい区民の方は、行政が有効に使ってくれたり、地域に生きるお金にしてほしいだけであって、協働のために寄附されているのではないのではないのでしょうか。

(市民局長)

タイプ2への寄附は区役所に使っていただきたいというだけで、地域の団体に使ってほしいという方は、従前から社協とか地域の団体に寄附をされています。

(相川委員)

言葉の使い方の問題です。「区役所の活性化基金」なら何の問題もないのですが「区役所市民協働型事業」という言葉になっていますね。これだと、区ごとに「区役所市民協働型事業」があるのか、それは「全市の市民協働型事業」とは別物なのか、という懸念が出てきます。先にこのような形で区役所市民協働型事業が走り出したときに、いやもうスタートしているのかもしれませんが、全市の市民協働の事業はどうなるのか、少し調整しておく必要があるのではないのでしょうか。

(市民活動担当課長)

もともと市民協働型という名称を使ったのは、市の重点予算に市民協働というものが充てられていますので、違う名称を使うよりはそのまま使って、区役所と市民活動団体が協働して事業を進めていくのを支えて行く仕組みにしますという意味で使ったものになります。そこが分かりにくいと言われると、事業そのものの名称というのは寄附の名称とは違って構わないと思いますので、分かりやすい名称を考えなければならないと思います。

(相川委員)

市民協働のルールをこれから作るという状況、また区のレベルの担当者間にも協働に関する共通認識がないという状況で、先に「区役所市民協働型事業」というものが出て、評価シートなり考え方が先行することへの懸念です。審議会これから考える市民協働がその上写しのようなものになってしまっているのか、そのへんの調整は必要ではないかと思います。

(市民局長)

市民協働型という名称が誤解を生むというなら名称の変更も考えます。基金の条例の条項は変えられませんが、予算科目上の要綱の変更を要するだけですので、名称の変更は可能であります。

(山内会長)

寄附金を受け入れる段階で、この名称を使っているのではないですか。申込用紙に名称が入っているので、お金を受け入れた後で名称を変更するのはいかがなものか。

(早瀬会長代理)

平松市長が挙げた協働を実践するので、このような名称を使われるのだろうかと思います。
(市民活動担当課長)

市民公募委員については、本日から公募を開始しています。他の委員の皆様については、脇坂委員が大阪市社会福祉協議会の職員として入っていただいていたのですが、勤務先の変更があり、石田委員長と同じ勤務先になっておりますので、新しい委員の方をお願いしたいと思っております。

(早瀬会長代理)

ワーキンググループの要綱の中で、関係者の出席を求めるような項目がありますので、同じように基金運営委員会とも連携しながらやっていく必要があると思います。

先ほどおっしゃったように、要綱の変更もできるというようなこともあります。一方で市長が市民協働ということをおっしゃっておられるので、この審議会も含めそういう枠の中で動いているということで、できるだけ連携をとりながらやっていくほうがいいと思います。

新しい公募委員の方が決まってから動くということは、すぐではないのですり合わせる事ができると思います。

(楠委員)

大阪市市民活動推進基金にタイプ1とタイプ2があって、それぞれ使い方が別で財布も別になっている。これを統一して市民活動推進基金と呼ぶのなら、実態は何でしょうか。

タイプ2のほうは、寄附をいただいているのは職員の方で、職員の方が地域に対する思いがあって事業を実施したいとなれば、地縁型みたいな団体で使ってほしいという傾向になると思うのですが、果たしてこのままでタイプ1とタイプ2のバランスは保たれるのでしょうか。タイプ1にもそれなりに金額が集まっているのですが、全体のバランスを考えるとこのままいけるのだろうかというところが分かりにくいかなと思います。例えば、タイプ2で港区に200円ほどの寄附があるのですが、これだけでは何も事業はできない。200円寄附された方がいるのでこうなっていると思うのですが、今後も区ごとに完全に独立した会計になって、こういうことが出てくるのは、果たしてこれでいいのでしょうか。

(坂委員)

税金の納め方が寄附に有利になっているというか、ここに寄附をしたらふるさと納税の対象になるという仕組みですか。

(市民活動担当課長)

ふるさと納税の税制度から言いますと、市町村への寄附になりますので、例えば5万円の寄附をすると、45,000円が返ってくる仕組みで税額控除になっています。

(山内会長)

それにしても、金額が少ないような感じがします。

(市民局長)

ふるさと納税を呼びかけて、その一つのメニューとなっていますので、大阪市に対する寄附が全てこの基金に入ってくるわけではないので、文化振興基金とか福祉の基金へも寄附されて

いますので、大阪市職員の寄附の総額と市民活動推進基金に入っている金額とは別になります。どちらかというと、区役所の職員は自分たちの身近にある地域のまちづくりに使ってほしいという意味で、区を活性化できるような基金に寄附したということであろうと思います。ただし、今年で2年目になりますので、2年目はどうかという危惧はあります。

先ほどの予算との関係ですが、一旦基金に入りますので、市民局としては、帳簿にどの区にいくら入っているという記録はしていきますので帳簿上は分かりますが、予算的には大阪市の歳入に入ります。ですから、20年度に入った寄附が20年度に使えるといったことにはならず、翌年度のこういう事業に充てるから改めて歳出予算の中に計上していくことになります。全く自由に使えるお金が区役所にいくわけではなく、こういう事業に充てていくといった具体的な事業企画が必要になります。その企画段階で基金の運営委員会のほうでチェックしていただくというプロセスで、最終的に予算書には何区の事業にどういう事業で計上するということになってきます。ですから、ある区で23年度から事業をするといった場合には、22年度には予算が計上されないということになってきます。その部分については、事実上積み残しが出来る基金ですので、そういった裁量は区に出てきます。

(山田委員)

基本的なことを聞きたいのですが、大阪市民活動推進基金条例の設置のところに、市民活動団体の施策の推進を図る資金に充てるため、この基金を設置することになっているのですが、市民活動団体とは何を指しているのでしょうか。

(市民活動担当課長)

市民活動推進条例に書かれている団体であります。

(早瀬会長代理)

地縁組織も含めた団体ということですね。

(市民活動担当課長)

そうです。

(山田委員)

イメージ的には市民局がされているNPO協働公募型事業の区役所版というイメージではないのですね。

(市民活動担当課長)

まだ区レベルで団体が実践できていないと思いますので、そこは区役所が率先してやっていくべきだと思っております。

(山田委員)

タイプ1の部分ですが、大阪市内で1,000を超えるNPOがある中で23団体しか登録されていないのは、基金運営委員会で話してもらうことかもしれませんが、2分の1助成に問題があるかもしれません。2分の1ということは、自分たちもお金を半分負担しないといけないということになりますので、反対に言うと登録されている数ぐらいの団体しかできない事業ということになっていると思います。

(市民活動担当課長)

補助金につきましては、大阪市で補助金ガイドラインが発表されていて、NPOだけではなく補助金事業につきましては、原則2分の1を補助するという規定がありますので、大阪市のほとんどの事業につきましては、それに従っております。この基金助成事業が出来た際にも、このガイドラインに従って2分の1補助ということで事業実施に至っております。

(有田委員)

他市の委員などをやっておりますと、このような運営委員会には審議会のメンバーが入っていることが多いです。先ほどの区レベルのガイドラインの話の際にもあるように審議会が策定するものと整合性が取れた考え方が必要になると思うのですが、大阪市のほうで審議会のメンバーと別に運営委員会のメンバーを選定されていて、2本柱みたいにされている意図とは何でしょうか。

(市民活動担当課長)

2回目から5回目のこの審議会の中で基金を作ってきている中では、運営委員会についての話は経過からは出てきておりません。

(市民局長)

少なくとも団体の長であるとか、利害関係が発生するような人選は行っておりません。運営委員会となると事業の審査や基金の運営の話になってきますので、審議会とは別の組織で運営するといったことを、基金が出来た段階で考えたのかもしれませんが。

(有田委員)

基金を作る段階の議論で運営委員会を作る議論はしていなかったのではないのでしょうか。

(山内会長)

基金を作る段階では人選などの議論はなかったと思います。今回、運営委員会の改選になるので、この審議会からも何人か出るということで合意されれば人選をお願いしたいと思います。

(市民活動担当課長)

当然NPOとか地域団体の方は団体の対象になってきて、運営委員になっていただくのは難しいと思っておりますので、学識経験者や市民活動団体の経験者に入っただけだと思っておりますので人選は限られてきますが、会長にもご相談しながら考えていきたいと思いますが、審議会のメンバーからも運営委員をお受けいただければと考えております。

(楠委員)

運営委員会にしても市民協働の考え方がベースにあって運営されるはずですが、審議会が考えているものと違う考えにもなってもいけないので、どこかで合同会みたいなことをやるとか、意見調整をどこかで図っておかなければいけないと思います。お互いが意見だけを出し合っても收拾がつかないだけになると思います。

(山内会長)

基金運営委員会の要綱で委員は5人以内になっているのも調整できれば、審議会のメンバーからも何人か入っただけだと思っております。基金運営委員会が審議会の下部組織になってい

るわけではないですが、市民活動推進の施策を同じく検討していくこととなりますので、先ほど楠委員が言われたように、意見の調整は必要になると思います。

タイプ1の基金にしても職員からの寄附が多いわけで、市民からの寄附が少ないのはPRの方法であるとか検討する必要があると思います。こちらの議論についても今後できていければと思います。

その他について、事務局からお願いします。

(市民活動担当課長)

資料11ですが、NPO協働推進公募型事業につきまして、2つの事業が選定されたということで報告が止まっておりましたので、改めて報告させていただきます。

一つは、NPOレベルアップ講座につきましては、社会福祉法人大阪ボランティア協会の「NPOのための企画・運営・経営スキルアップ研修企画事業」であります。

もう一つの職員の市民協働意識醸成研修につきましては、グローバル環境文化研究所の「行政とNPOとのパートナーシップと協働を考える「人づくり・場づくり」研修」であります。

こちらの二つの事業につきましては、実行性や専門性、協働性といったものを基準としまして選定されました。この二つの事業につきまして、本年度協働して実施していきたいと考えております。

資料12ですが、前回の審議会の中で市民協働に関するアンケートがないかというご意見がありました。大阪市で実施したアンケートはないのですが、千葉県から同様の調査の依頼があった際、各局からアンケートを取った資料であります。内容につきましては、時間もございますのでご一読いただくということでお願いしたいと思っております。

(山内会長)

予定した議題は以上になりますので、これで終了したいと思います。